
津島市×名古屋鉄道キャンペーン記念
クーポン利用可能店舗募集要項

令和2年6月 津島市



1 目的・事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、外出自粛に加え、尾張津島天王祭を始めとする津島市の魅力あるイベントが中止になり、市内の多くの飲食店や土産物店では売り上げが激減しています。このため、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、秋の行楽シーズンに向けて県内や近隣県からの観光客を呼び込み、地域経済活動の回復を支援するため、名鉄とタイアップし、地域キャンペーンを実施します。

この地域キャンペーンにおいて、名鉄津島駅までの往復乗車券や市内の飲食店や、土産物店で使える 1,000 円分のクーポン等の特典が付いた企画きっぷを販売することにしました。

そこで、このクーポン券を利用できる市内の飲食店と土産物店を募集します。クーポン券は企画きっぷに付与するほか、市や（一社）津島市観光協会が実施するイベント等でも配布する予定です。

2 申込要件

市が募集する、クーポン券を利用できる飲食店や土産物店（以下「クーポン券利用可能店舗」という。）は以下の要件をすべて満たす店舗です。ただし、要件を満たしても市が適当でないと認めた場合はこの限りではありません。

- (1) 津島市内で営業していること。（本店・支店は問いません。たとえば、市外に本店があり、本店が市内にある支店の申込みをすることも可能です。ただし、クーポン券が利用できるのは市内にある店舗のみです。）
- (2) 飲食店を営んでいる^{※1}、若しくは津島ならではの商品やサービス^{※2}を提供していること。

※1 コンビニエンスストア、スーパー、ショッピングモール、ドラッグストア、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる営業を行う店舗は対象外とします。ただし、スーパーやショッピングモール内にテナントとして営業している店舗は対象となります。

※2 津島商工会議所が認定する「津島優良特産推奨品」、商品名に「津島」の文字がある物、津島の風景やイベントを表した物、「津島体験プログラム」（お寺での体験は除く。）などを指します。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、暴力団員若しくは当該暴力団員と密接な関係を有するものではない事業者であること。
- (4) 各種法規則、条例に沿った操業、生産、製造、販売等を行っていること。
- (5) 行政機関から行政指導を受けていない、又は改善をした事業者であること。

3 クーポン券の概要

クーポン券の利用については以下のとおり想定しています。ただし、今後の調整において変更になる可能性があります。また、クーポン券のデザイン等の詳細は、決まり次第クーポン券利用店舗として決定した店舗へお知らせいたします。

(1) 金額

1,000円（500円×2枚）

(2) クーポンの利用可能期間

令和2年9月12日（土）～令和3年1月31日（日）

(3) 扱い方

クーポン券利用可能店舗にて、飲食（テイクアウトやデリバリーを含む。）、買い物、体験をされた方のお会計で、クーポン券を金券として扱っていただきます。

※クーポン券利用可能店舗で販売・提供される商品やサービスはすべてクーポン券の利用対象とします。

※釣銭は渡さないでください。

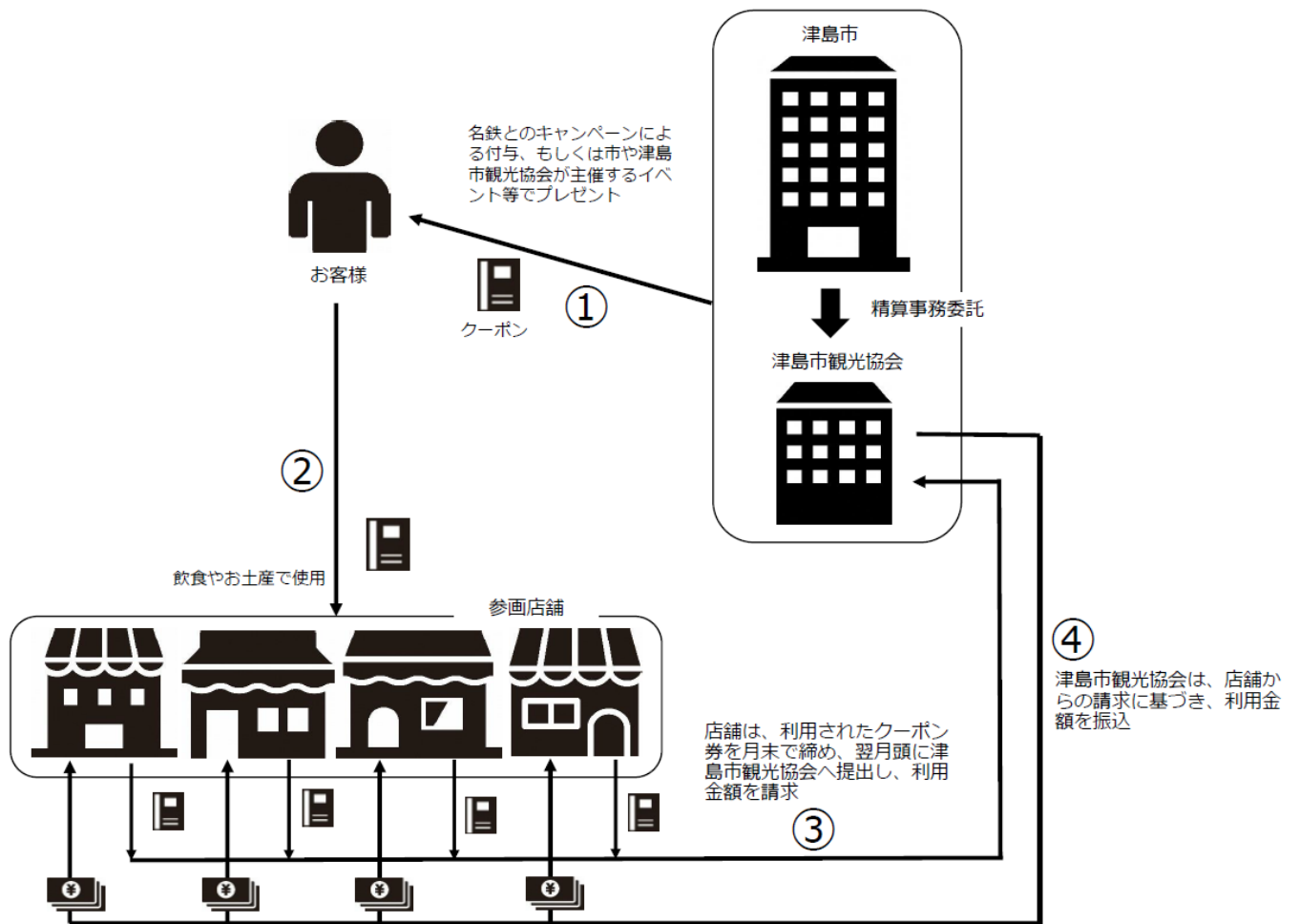
※他のクーポン券や割引券との併用を可とします。

(4) 精算方法

市は、津島市観光協会へ精算事務を委託しています。利用されたクーポン券は当月末で締め、翌月初めに津島市観光協会へ原本を提出し、利用されたクーポン券分の金額を請求してください。津島市観光協会は、原則請求があった月に請求金額を店舗へ振込みます。振込手数料は津島市観光協会が負担します。

（精算の流れについては右ページの図をご覧ください。）

クーポン券の利用から精算までの流れ



4 申込方法

別紙「クーポン券利用可能店舗申込書」及び「振込先口座連絡書」に必要事項を記入の上、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で、下記へ提出してください。なお、申込料は無料です。

提出先：津島市市長公室シティプロモーション課 担当：山本
〒496-8686 津島市立込町2-21
TEL：0567-55-9589 FAX：0567-24-1791
電子メール：citypro@city.tsushima.lg.jp

提出期限：令和2年7月27日（月）17時必着

※期限までに申込みされた店舗は、クーポン券チラシ及び専用WEBサイトに店舗情報を掲載します。

※期限以降も申込みは受け付けますが、スケジュールの都合上、クーポン券チラシへ店舗情報を記載することはできません。専用WEBサイトのみの掲載になります。

5 店舗の決定

原則、本要項「2 申込要件」のすべてに該当する店舗については、申込みがあった時点でクーポン券利用可能店舗として決定します。そのため、決定した旨の通知や連絡はしませんのでご注意ください。

6 その他の留意事項

- (1) クーポン券の利用促進のため、チラシやホームページに「クーポン券利用可能店舗申込書」に記載いただいた情報のほか、写真の提供をお願いする場合があります。店舗が提供する商品やサービスが、「ふるさとつしま応援寄附金」の返礼品もしくは津島商工会議所が実施する「津島エール飯」に該当する場合は、それらの写真をチラシや専用WEBサイトへ使用することがあります。
- (2) 本要項「2 申込要件」のいずれかに該当しなくなった場合は、事業の途中であってもクーポン券利用可能店舗の決定を取り消します。取消の決定以降にクーポン券の利用を受け、その分の金額の請求をされても支払いはいたしません。
- (3) 事業の途中でクーポン券利用可能店舗として決定を取り消したい場合は、問合先へご連絡ください。

7 問合先

「4 申込方法」の提出先に同じです。



